

毎週火、
昭和四年
月十五日第
三種郵便物認可
月曜日發行（但休日に當るときは翌日）

鳥取県公報

鳥取県知事 西 尾 愛 治
鳥取県規則第八十五号

鳥取県收入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県收入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表 第一、二の四を次のように改める。

四 鳥取県種鶏検査並びにふ卵業者登録条例に基く手数料

別表 第一、二の四の次に四の二として次のように加える。

四の二 鳥取県乳牛產乳能力検定条例に基く手数料

附 則

この規則は公布の日から施行する。但し四については昭和二十八年十月十五日から適用する。

規則

告示

鳥取県收入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県告示第五百三十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基き次のとおり肥料の登録有効期間を更新した。

昭和二十八年十二月十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県 知事 西 尾 愛 治

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (%)	生産業者の住所氏名	期更新有効間	書換した
		窒素全量 磷酸全量 カリ全量			
三七	五、三菜種油粕	五、三 二、三 一、三	東伯郡倉吉町米田八一 福樂辰藏	昭和三十一年一二八、六、七月二十三日	
三八	五、三菜種油粕	五、三 二、三 一、三	大谷 梅津信雄	昭和三十一年一二八、六、七月二十三日	
三九	五、三菜種油粕	五、三 二、三 一、三	由良宿 石村適藏	昭和三十一年一二八、六、七月二十三日	
四〇	五、三菜種油粕	五、三 二、三 一、三	大誠村原 德岡大郎	昭和三十一年一二八、六、七月二十三日	

鳥取県告示第五百三十四号

次のように家畜傳染病が発生したので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十三条により公示する。

昭和二十八年十二月十一日

番号	畜種性	病名	発病月日	住 所	姓 名
1	豚 めす レラ	豚コ	一一、二	東伯郡大誠村東園 増井太郎	大谷 梅津信雄
2	クク	ク	三	由良町由良宿 金山賢治	由良宿 石村適藏
3	クク	ク	四	大誠村原 德岡大郎	大誠村原 德岡大郎

鳥取県告示第五百三十五号

昭和二十八年十月鳥取県告示第四百七十一号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）による指定区域（島根県簸川郡）の指定を解除する。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

人事委員会規則

昭和二十八年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏

鳥取県人事委員会規則第十一号

昭和二十八年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二

十六年鳥取県条例第三号、以下「条例」という。）第十六条の五第二項及び第十八条の規定に基き、昭和二十八年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（期間の算定）

第二条 賃金等で雇傭されていた職員のうち、現在職員となつている者で、賃金等で雇傭されていた期間において勤務を要する日が月平均二十二日以上であつた者については、その職に在職した期間又は勤務した期間を条例第十六条の四第二項に規定する在職期間（以下「在職期間」という。）及び条例第十六条の五第一項に規定する期間（以下「勤務期間」という。）に通算する。

第三条 勤勉手当の支給に關し職員の勤務期間を計算する場合において、その職員が左の各号の一に該当し勤務しなかつた場合には、その勤務しなかつた期間はこれを除外するものとする。

二 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）第七号に規定する病気休暇（公務による負傷又は疾病による場合を除く。）により勤務しなかつた期間のうち、同規定により通算された日数を控除した期間

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項各号に規定する事由に該当し、休職処分を受けた期間

第四条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

第五条 職員が昭和二十八年十二月十五日現在において、左の各号の一に該当する場合、期末手当及び勤勉手当百分の十五をこえてはならない。

第六条 在職期間については、勤務した日数（第二条の規定により通算された日数を含む。以下同じ。）二十五日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第七条 職員が昭和二十八年十二月十五日現在において、左の各号の一に該当する場合、期末手当及び勤勉手当

一 勤務期間十二箇月以上 百分の百

二 十一箇月以上十二箇月未満 百分の九十五

三 十箇月 十箇月 百分の九十

四 九箇月 十箇月 百分の八十五

五 八箇月 九箇月 百分の八十

六 七箇月 八箇月 百分の七十五

七 六箇月 七箇月 百分の七十

八 五箇月 六箇月 百分の六十五

九 四箇月 五箇月 百分の六十

十 三箇月 四箇月 百分の五十五

十一 二箇月 三箇月 百分の五十

3 職員の勤務期間に応じて支給する勤勉手当の額は、職員の給料、扶養手当及び勤務地手当の合計額の総額の百分の四十五を、職員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額の総額で除したものに勤務期間に応じ左の各号で定める割合を乗じて得た率をその職員の給料とこれに対する勤務地手当に乘じて得た額とする。

一 勤務期間十二箇月以上
十二ヶ月 一箇月／二箇月／一箇月／二箇月／一箇月／二箇月
十三ヶ月 一箇月未満
十四ヶ月 ない場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

地方自治法第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一数及び三分の一の数は、次のとおりである。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

選挙権を有する者の総数

三分の一の数

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数

三分の一の数

三分の一の数

三分の一の数

三分の一の数

期間

二 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号）第七号に規定する病気休暇（公務による負傷又は疾病による場合を除く。）により勤務しなかつた期間のうち、同規定により通算された日数を控除した期間

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項各号に規定する事由に該当し、休職処分を受けた期間

第四条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

第五条 職員が昭和二十八年十二月十五日現在において、左の各号の一に該当する場合、期末手当及び勤勉手当

一 勤務期間については、勤務した日数（第二条の規定により通算された日数を含む。以下同じ。）二十五日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第六条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

第七条 職員が昭和二十八年十二月十五日現在において、左の各号の一に該当する場合、期末手当及び勤勉手当

一 勤務期間については、勤務した日数（第二条の規定により通算された日数を含む。以下同じ。）二十五日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第八条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第九条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第十条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第十一条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第十二条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第十三条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第十四条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

第十五条 在職期間については、在職した日数（第一条の規定により通算された日数を含む。）三十日をもつて一月とする。

（支給額の特例）

の額の計算の基礎となる給与月額は、左の各号に定めることによるものとする。

一 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年鳥取県条例第四十号）第三条の規定により減給されている場合は、その減額された給料月額

により給料を減ぜられている場合は、その減額された給料月額

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年鳥取県条例第三十九号）第四条の規定により減給されている場合は、その減額された給料月額

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年鳥取県条例第四十号）第三条の規定により減給されている場合は、その減額された給料月額

00455

三 出願手続

二 試験の場所 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

一 試験の期日 昭和二十九年二月二十三、二十四、二十五、二十六日四日間

- 3 実地試験は農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。
- 4 口述試験は社会常識試験及び人物考査とし、社会常識試験は鳥取県人事委員会の行う採用試験中の一般教養試験と兼ねて行う。

生活改良普及員資格試験	六 農業經營	七 農政時事問題	六 農業簿記	七 林業一般	八 農業土木
一 農業一般	一 農業簿記	一 教育	一 作物及び園芸	一 農業氣象	一 農業改良普及員資格試験
二 家事経済	二 育兒	二 土壤及び肥料	二 植物生理	二 土壤及び肥料	二 土壤及び肥料
三 被服及び住居	三 看護	三 病害虫	三 家畜生理及び衛生	三 病害虫	三 家畜生理及び衛生
四 食物及び栄養	四 家庭物理化學	四 農業土木	四 家畜飼養	四 農業土木	四 家畜飼養
五 家庭保健及び衛生	五 家庭生物	五 農機具	五 農畜産加工	五 農畜産加工	五 農機具

四 試験を受けようとする者は（条例第五条の規定により知事の認定を受けなければならない者を含む。）は条例第七条第一項の規定により受験願書等（別記様式一（一））を一の（一）に定める受付期間内に農業改良課に提出のこと。

四 知事は受験願書等を受理し受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付すると共に試験実施に必要な事項を通知する。

四 試験合格者については、その氏名を鳥取県公報に公示すると共に合格証を交付する。

五 なお不明な点は返信料同封の上農業改良課へ照会のこと。

様式一（日本標準規格B5）

受験願書
(ふりがな)

選択項目

年 月 日 生

農業（生活）改良普及員資格試験を受けたいので関係

公 告

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基き、昭和二十八年度農業及び生活改良普及員の資格試験を次のとおり行う。

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 出願期日、試験方法及び試験期日

昭和二十八年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

試験の種類	必 須 項・目	選 択 項・目
農業改良普及員資格試験	一 作物及び園芸	一 農業氣象
	二 土壤及び肥料	二 植物生理
	三 病害虫	三 家畜生理及び衛生
	四 農業土木	四 家畜飼養
	五 農機具	五 農畜産加工

2 筆記試験は、新制大学卒業程度において、左表に掲げる必須項目及び同表に掲げる選択項目中、受験者の選択する二項目について行う。

1 試験は鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（以下「条例」という。）第三条の規定により筆記試験、実地試験及び口述試験とする。

一二、六九九
一〇、〇三七
七、二六八
八、二〇五
五、七八〇

二 試験方法

昭和二十八年十二月十五日から昭和二十九年一月十四日まで。但し郵送のものについては、一月十四日までの消印のあるものは有効とする。

書類を添えて出願します。

年 一月 日

鳥取県知事 氏名 殿

名印

様式三

受験資格証明書

年 月 日 生

氏名

様式二（用紙和紙）

履歴書

本籍

現住所

（ふりがな）

年 月 日 生

所属長 職名

名印

学歴
職歴
賞罰

年 月 日

右

（ふりがな）

年 月 日 生

氏

名印

一 試験研究に從事した期間及び勤務場所
一 教育に從事した期間及び勤務場所
右相違ないことを証明する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印行者 鳥取県鳥取市東町
刷鳥取縣鳥取市東町
所 印刷所